

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部改正について

(令和7年度第一次補正予算：危険なバス停対策事業、「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト等)

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正案	改正前
<p>8. 事業評価について</p> <p>(1) 事業評価の実施</p> <p>①自己評価（一次評価）</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあつては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、航空局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表することとする。</p>	<p>8. 事業評価について</p> <p>(1) 事業評価の実施</p> <p>①自己評価（一次評価）</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあつては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、<u>地方航空局</u>又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表することとする。</p>

附 則（令和7年2月21日 国総地第173号、国自旅第292号、令和8年2月13日 国総地第204号、国自旅第168号）

1. 施行期日

この要領の改正は、令和6年度第一次補正予算から施行する。

2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

(1) 交付決定の変更の軽微な変更

交付要綱附則（令和5年3月28日）第9条に定める軽微な変更は、以下の通りとする。

- ・補助対象経費の区分、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合。
- ・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、「事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等」、「事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会開催に要する経費等」、「サービス提供のために必要となる輸送施設の導入・改造、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入等に要する経費」、「サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費」、「サービス提供に要する経費（人件費（運転手・オペレータ等）、燃料費、通賃費、配車アプリ・運行管理等のシステム運用に係る経費等）」、「輸送資源の共同化の体制構築に係る経費」、「共同で使用する輸送施設や配車アプリ・運行管理等のシステムの開発・導入に係る経費」、「輸送資源を共同活用するサービス提供に要する経費（人件費（運転手・オペレータ等）、燃料費、通信費、配車アプリ・運行管理等のシステム運用に係る経費等）」、「組織の立ち上げ支援に関する経費」、「持続的な地域交通の検討に関する経費」、「人材育成に関する経費」、「関係者との連携体制構築に関する経費」、「外部専門人材の登用に係る人件

附 則（令和7年2月21日 国総地第173号、国自旅第292号）

1. 施行期日

この要領の改正は、令和6年度第一次補正予算から施行する。

2. 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

(1) 交付決定の変更の軽微な変更

交付要綱附則（令和7年2月21日）第9条に定める軽微な変更は、以下の通りとする。

- ・補助対象経費の区分、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合。
- ・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、「事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等」、「サービス提供のために必要となる車両の導入・改造、配車アプリ等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する経費」、「地域における交通の維持・活性化を図る事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両導入・改造に要する経費」、「実証事業に要する経費」、「モビリティ人材育成に関する取組実施経費」、「MaaSの推進に要する経費」、「労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費（「交通空白」解消緊急対策事業の実施における有識者・実務家等の招聘費・派遣費用を含む）、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金（「交通空白」解消緊急対策事業の実施における有識者・専門家等の招聘費用を含む）、広告費、その他事業の目的を遂行するために特に必要であると大臣が認める経費（公租公課等）」、「補助金の執行事務、進捗状況のフォローアップ、地域公共交通に係る取組の調査、周知及びPRに要する経費」の各費目・経費内における流用をしようとするとき。

費」、「デジタル技術を活用した高度サービスの実装に要する経費」、
「労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費（「交通空白」解消タイプ、共同化・協業化促進タイプ、モビリティ人材・組織育成タイプの実施における有識者・実務家等の招聘費・派遣費用を含む）、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金（「交通空白」解消タイプ、共同化・協業化促進タイプ、モビリティ人材・組織育成タイプの実施における有識者・専門家等の招聘費用を含む）、広告費、その他事業の目的を遂行するために特に必要であると大臣が認める経費（公租公課等）」、「補助金の執行事務、補助事業の進捗管理やフォローアップ、補助事業や地域公共交通に係る取組の調査、周知及びPRに要する経費」の各費目・経費内における流用をしようとするとき。